環境省
Ministry of the Environment

奄美群島国立公園

指定動物
規制強化

**島内
パトロール
強化中!!**

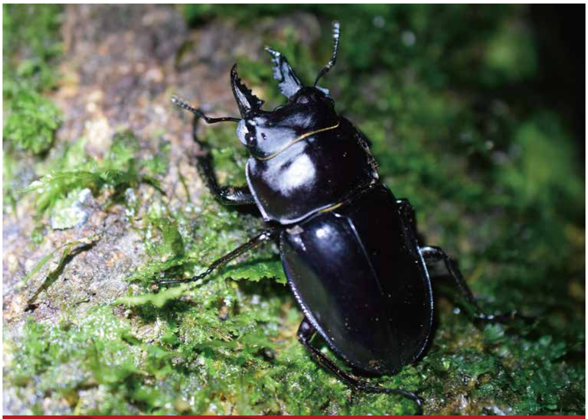

アマミマルバネクワガタ
Neolucanus protogenetivus protogenetivus

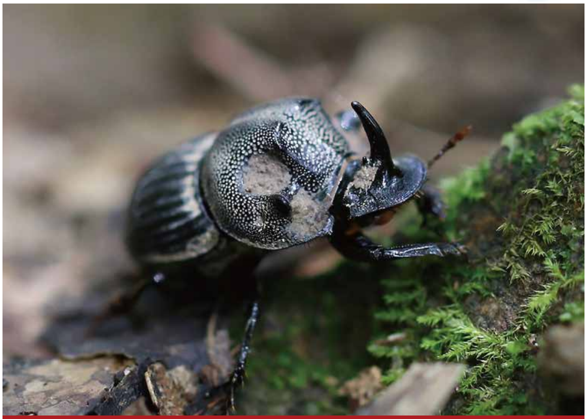

マルダイコクコガネ
名義タイプ亜種：*Copris brachypterus brachypterus*
徳之島亜種：*Copris brachypterus toguchii*

奄美群島国立公園の指定動物が指定されました。（令和2年2月28日）**今回指定された3種（1種・2亜種）は市町村条例で奄美大島・徳之島全域において捕獲に規制がかけられています。指定動物の指定によって国立公園内における捕獲等についてさらに規制が強化されました。**指定動物に関する法律に違反すると**6ヶ月以下の懲役**又は**50万円以下の罰金**が科せられます。

【注意点】●アマミマルバネクワガタ及びマルダイコクコガネは奄美大島５市町村及び徳之島３町の条例によって国立公園の区域に関わらず、離島を含む奄美大島及び徳之島において捕獲が禁止されています。●指定動物捕獲等に関する審査は個別に行われますが、許可されるのは学術研究その他公益上必要である場合などに限られています。●撮影のため一時的に捕獲を伴う場合は「動物の捕獲」に該当し、許可を要する行為となります。●国立公園の特別保護地区では、指定動物等に関わらず全ての動物の捕獲等（捕獲・殺傷、卵の採取・損傷）が自然公園法により禁止されています。

**環境省奄美群島
国立公園管理事務所
☎0997-55-8620**

**徳之島管理官事務所
☎0997-85-2919**

環境省
指定動物について

環境省
密猟対策について